

(協議報告)

白岡市学校給食費改定に係る検討について

教育部

学校給食費につきましては、学校給食法の規定に基づき、人件費、燃料費及び給食室の施設や設備の維持管理費を除き、食材費を保護者に御負担いただいているところでございます。

本市の学校給食費は、昭和33年の給食開始以来、数回の改定を行い、平成27年度から月額で小学校4,300円、中学校4,900円に改定し、9年間据え置いた状態で運営をしてまいりました。

昨今は、急激な物価高騰や原油価格高騰の影響を受け、給食に用いる食材価格が大幅に値上がりしていることから、市教育委員会では、安価な食材の使用や献立内容の工夫を行うほか、国の交付金を活用するなどの対応をしてきたところでございます。

しかしながら、食材価格の高騰は続いており、現在の給食費の金額では栄養バランスや献立水準の維持が大変難しくなっております。

このような状況について、令和5年7月4日に開催した白岡市学校給食委員会において、構成員である各小・中学校の校長、教職員代表、PTA会長及びPTA給食部門代表に説明したほか、2学期当初には学校を通じて、全保護者に周知を図ったところでございます。

今後も安心安全で安定した給食の提供を継続して行うため、学校給食費の改定について白岡市学校給食委員会において検討していただくことといたしました。

市教育委員会といたしましては、保護者、学校の意見を丁寧に聴取し、今後も児童・生徒に安心安全な給食の提供に努めてまいりたいと存じます。

なお、学校給食費改定の検討結果につきましては、改めて御報告させていただきます。